

# 宮古市子ども条例の概要

## 宮古市子ども条例とは？

宮古市子ども条例は、市民憲章に定めるまちづくりを通じ、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、安心して子どもを産み育てることができる ふるさと宮古 の実現を目指していくために制定する。

## 条例の目的

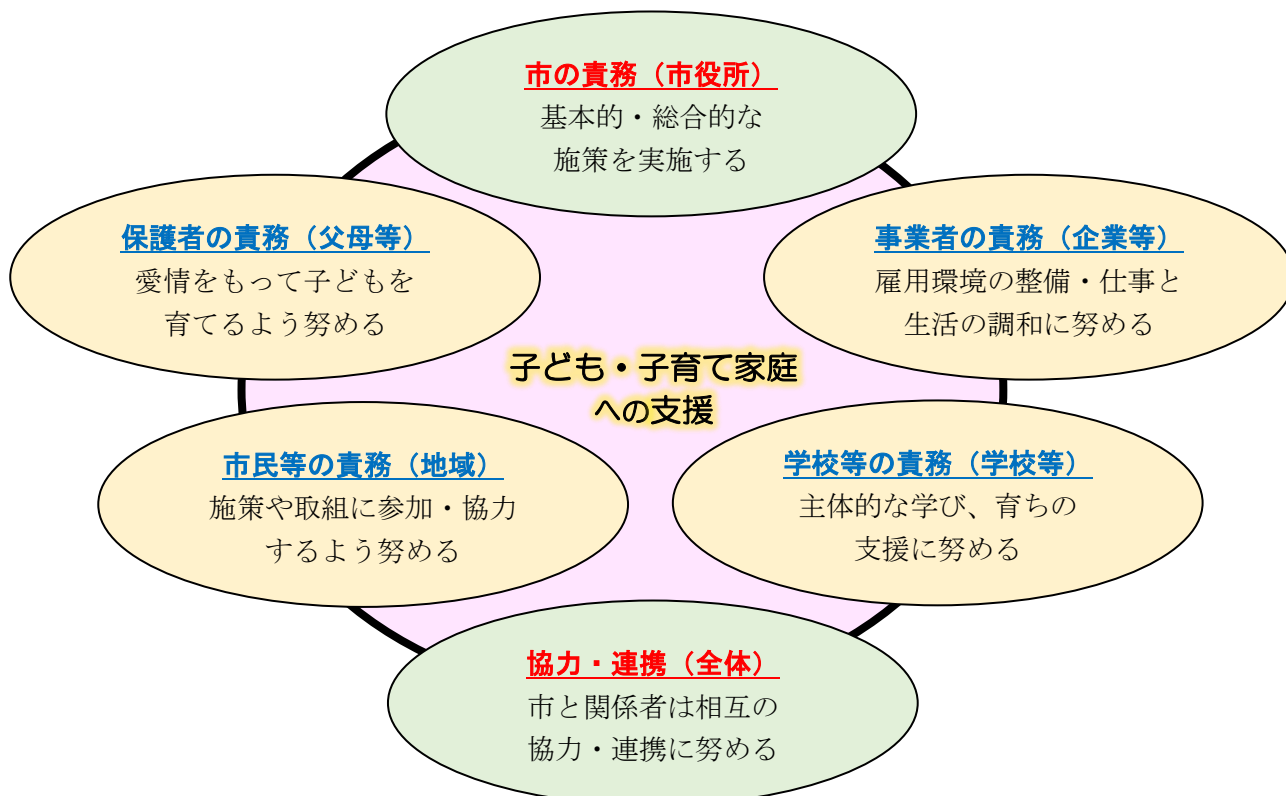
この条例は、子ども・子育て家庭への支援についての基本理念を定め、市の責務・保護者等の責務などを明らかにすることにより、前文に掲げる理念を実現することを目的としている。(第1章)

### ○子ども・子育て家庭を支えていくための4つの理念

- ① 子どもが、安心、安全に生きていくことができるよう子どもの**基本的人権が尊重**される。
- ② 子どもが、生きる力を身に付けることができるよう支援される。
- ③ 子どもが、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備される。
- ④ 保護者が、子どもの成長に伴う**喜びを実感**できるよう支援される。

## 責務（それぞれの役割）

子どもに関わる取組主体を示している。全ての者がそれぞれの取り組みに対する責任を持つという意識を醸成するため「責務」としている。(第2章)



## 一人ひとりの子どもの最善の利益のために

子ども及び子育て支援のための基本的な施策や子どもを大切にするまちづくりの推進のための基本的な方向性を示している。（第3章、第4章）

### 〇市が行う事業の9つの方向

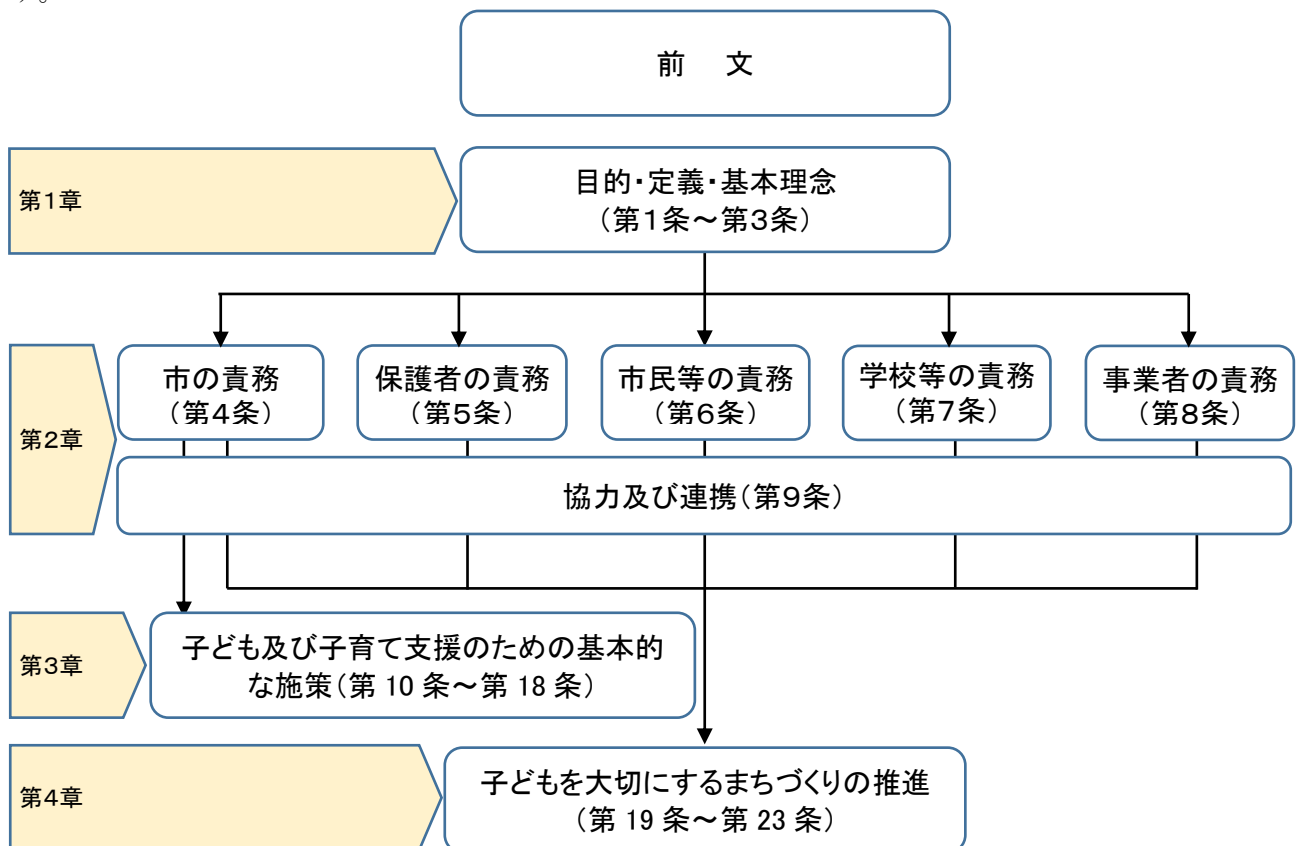
- ・安全で安心な環境づくりを進める
- ・総合的な相談体制を充実させる
- ・障がいのある子どもを支援する
- ・いじめ、体罰から子どもを守る
- ・虐待から子どもを守る
- ・不登校、ひきこもりの子どもを支援する
- ・経済的に困難な家庭の子どもを支援する
- ・全ての子どもに状況に応じて支援する
- ・安心して子育てできる環境を整える

### 〇全ての者が行うまちづくりの方向

- ・子どもにわかりやすい情報を提供する
- ・子どもの意見表明や社会参加を進める
- ・遊びや体験の充実と居場所を作る
- ・子どもと共に環境を守り育てる
- ・理解を深めるための広報や啓発をする

### 条例の基本構造

題名、目次、前文、本則及び附則の部分で構成し、前文及び本則の構造は次のとおりとなっています。



## 条文の骨子

| 項目                              | 規定の概要  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 前文                              | <p>本市における子どもと子育て家庭への支援（子ども支援）についての理念を示し、条例制定の経緯等を規定しながら、どのようなまちづくりを目指していくのかといった条例制定の趣旨を明らかにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮古の森・川・海の豊かな自然は、古くから伝わる宮古の宝であり、その自然に抱かれて育つ子どもも宝であること</li> <li>・豊かな自然環境と地域の愛情の中で子どもたちが健やかに成長することは、市民の願いであること</li> <li>・子どもの権利を尊重しながら、市民憲章に定めるまちづくりを通じ、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えること</li> <li>・これらを通じ、安心して子どもを産み育てることができる街 ふるさと宮古 の実現を目指していくこと</li> </ul> |   |
| <b>第1章：条例全体に通ずる原則的・基本的事項を規定</b> |  |   |
| 総則的規定                           | <p>（第1条）<br/>目的</p>  | <p>この条例の目的を定めます。</p> <p>宮古市における子ども及び子育て家庭への支援についての基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等及び事業者の責務並びに市の施策の基本的事項を明らかにすることにより、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。</p> |
|                                 | <p>（第2条）<br/>定義</p>  | <p>この条例の用語の定義を定めます。</p> <p>(1) 子ども：市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p>                                      |

|  |                       |   |
|--|-----------------------|---|
|  |                       | <p>(2) 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者<br/>で、子どもを現に監護する者</p> <p>(3) 市民等：市内に居住し、通勤し、通学する者又は<br/>市内で市民活動若しくは地域活動を行う個人若しく<br/>は団体に子ども以外の者</p> <p>(4) 学校等：学校教育法第1条に規定する学校、児童<br/>福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他<br/>子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、<br/>通園し、通所し、又は入所し若しくは利用する施設</p> <p>(5) 事業者：市内において事業を営む個人、法人又は<br/>団体</p> <p>(6) 保護者等：保護者、市民等及び事業者</p>   |
|  | <p>(第3条)<br/>基本理念</p> | <p>子ども支援を推進する上での基本理念を定めます。</p> <p>(1) 子どもがいじめ、体罰、虐待及び差別に悩み、苦<br/>しむことがなく、安心、安全に生きていくことがで<br/>きるよう、<b>子どもの基本的人権が尊重されること</b></p> <p>(2) 子どもが自らを大切に思う気持ちと互い支え合う<br/>心を育み、一人ひとりの多様性を尊重しながら、<b>生<br/>きる力を身に付けることができるよう支援されるこ<br/>と</b></p> <p>(3) 子どもが自らの発達段階に応じた学びや遊びを通<br/>じて豊かな人間関係を育み、<b>主体的に社会に参加す<br/>ることができるよう環境が整備されること</b></p> <p>(4) 保護者が自信と生きがいを持って子どもと向き合<br/>い、<b>子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援<br/>されること</b></p> |

第2章：子どもに関わる取組みの主体のそれぞれの責務事項について規定

|      |                         |  |
|------|-------------------------|--|
| 責務規定 | <p>(第4条)<br/>市の責務</p>   | <p>市の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施する。</li> <li>・子ども支援に関する施策を実施するため、必要な財源を確保する。</li> <li>・保護者、市民等、学校等、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援する。</li> </ul>  |
|      | <p>(第5条)<br/>保護者の責務</p> | <p>保護者の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭が子育てについての第一義的責任を有すること及び子どもの心身の成長や人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情をもって子どもを育てるようにする。</li> <li>・子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに安らかに過ごすことができるようにする。</li> <li>・子どもが豊かな人間性及び基本的な生活習慣を身に付けることができるようにする。</li> </ul> |
|      | <p>(第6条)<br/>市民等の責務</p> | <p>市民等の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会が子どもの豊かな人間性や社会性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して健やかに育つことができる環境づくりをする。</li> <li>・子ども及び子育て家庭への支援に関する施策や取組みに参加、協力をする。</li> </ul>  |

|  |                      |   |
|--|----------------------|---|
|  | (第7条)<br>学校等の責務      | <p>学校等の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、生きる力を身につけることができるよう支援する。</li> <li>・いじめ、体罰、虐待及び差別から子どもを守り、安全及び安心を確保する。</li> </ul>                  |
|  | (第8条)<br>事業者の責務      | <p>事業者の責務について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者が仕事と子育ての両立が可能となるよう、子育てに関する理解を深め、雇用環境を整備と仕事と生活の調和について考える機会を提供する。</li> <li>・子どもを雇用するときは関係法令を遵守し、地域社会の一員として育成する。</li> </ul> |
|  | (第9条)<br>協力及び連携      | <p>子どもに関わる主体の協力と連携について規定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市、保護者、市民等、学校等及び事業者は、互いに協力、連携しながら子ども及び子育て家庭への支援を行う。</li> </ul>  |
| <p><b>第3章：市が行う事業の基本的な方向性</b>について規定</p> |                      |   |
| 実体的規定                                  | (第10条)<br>安全かつ安心な環境  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが犯罪や交通事故、有害環境等の被害から守られ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを進める。</li> </ul>   |
|  | (第11条)<br>相談支援体制の整備等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに関する問題について、安心して相談をすることができる総合的な相談体制を充実させる。</li> <li>・子どもが抱える様々な悩みに対して、子どもが自ら安心して相談することができる機会を確保する。</li> </ul>                                     |

|  |   |
|--|---|
| <p>(第12条)<br/>障がいのある子ども等に関する取組み</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子ども及び発達上の支援が必要な子どもの健やかな成長と社会参加の促進を図る。</li> </ul>  |
| <p>(第13条)<br/>いじめ及び体罰の防止等に関する取組み</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、いじめや体罰から子どもを守る。</li> </ul>   |
| <p>(第14条)<br/>虐待の予防等に関する取組み</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの虐待を予防し、虐待を受けている子ども、そのおそれがある子どもを守る。</li> </ul>  |
| <p>(第15条)<br/>不登校及びひきこもりに関する取組み</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりの子どもを支援する。</li> </ul>  |
| <p>(第16条)<br/>経済的に困難な家庭の子どもに関する取組み</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの将来が、生まれ育った環境に左右されることのないよう、経済的に困難な家庭の子どもが健やかに成長できるよう支援する。</li> </ul>   |
| <p>(第17条)<br/>全ての子どもへの適切な支援</p>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもに対し、その状況に応じて適切に支援する。</li> </ul>   |
| <p>(第18条)<br/>子育て家庭に関する取組み</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、市民等、学校等及び事業者と連携し、子育て家庭に対し必要な支援を行う。</li> <li>・保護者が安心して子どもを育てることができるよう環境を整備する。</li> <li>・妊娠、出産、その後の成長段階に応じて支援する。</li> </ul> |

第4章：市及び関係者が行うまちづくりの方向性について規定

|                   |                         |  |
|-------------------|-------------------------|--|
| 実<br>体的<br>規<br>定 | (第19条)<br>情報の提供         | 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は<br>・子ども及び子育て家庭への支援に関する取組等について、子どもにわかりやすく伝えるよう努める。  |
|                   | (第20条)<br>社会参加の促進       | 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は<br>・子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明し、社会に参加する機会を設ける。<br>・子どもの考えや意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援する。             |
|                   | (第21条)<br>体験の充実及び居場所の設置 | 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は<br>・子どもの発達段階や状況に応じた多様な遊びや体験のできる機会を提供する。<br>・子どもが安心して過ごすことができ、学び、遊び、活動し、文化に触れることができる場所を設ける。 |
|                   | (第22条)<br>環境の保護         | 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は<br>・豊かで美しい自然環境が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、その環境を守り育てる。  |
|                   | (第23条)<br>広報及び啓発        | 市、保護者、市民等、学校等及び事業者は<br>・子どもの権利と子ども及び子育て家庭への支援についての理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行う。                                       |
| 附則：本条例の施行期日について規定 |                         |  |
| (附則)<br>施行期日      | 令和3年1月1日とする。            |  |